

令和8年3月まで
助成金拡充！

1. 2mを超える塀が対象！

ブロック塀等 カット工事助成

対象工事費又は1mあたり2万円のいずれか低い額

最大100万円

ブロック塀等の倒壊から大切な命を守るために
アドバイザー派遣とカット工事の助成を行っています。
ぜひこの機会にご活用ください。

1 まずは自己チェック！

- 塀の高さが地面から2.2mを超える
- 塀の厚さが10cm未満である（塀の高さが2mを超える場合は厚さが15cm未満である）
- 塀の高さが1.2mを超える場合、塀の長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上の突出した控え壁がない
- コンクリートの基礎がない
- 傾き・ひび割れなどがある

早く
チェック
して～

1つでもチェックがついたら②へ

2 専門家によるブロック塀の調査！（無料アドバイザー派遣）

- 所有するブロック塀が危険かどうか調査するアドバイザーを区が無料で派遣します。

※区内道路等に面する塀が対象。ただし、隣地境界の塀は除く。

調査で危険と判断されたら③へ

3 ブロック塀カット工事助成

- 危険と判断された場合は、カット工事の助成を受けることができます。
※ブロック塀は全撤去又は道路から高さ60cm以下。

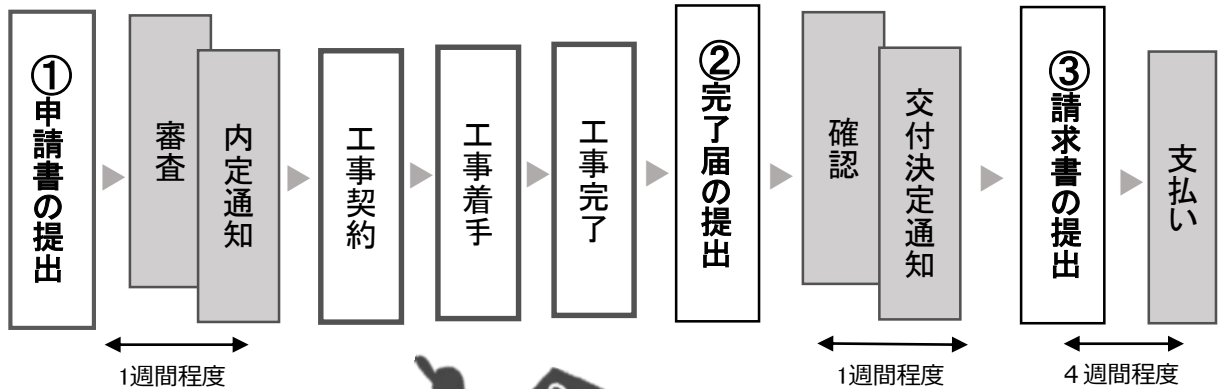
申請の詳細は裏面へ

アドバイザー派遣の申し込み

- アドバイザー派遣の申し込みをご希望される方は窓口で用紙を受取るかホームページからダウンロードしていただき、ご提出ください。

⚠ カット工事助成を希望される方は必ず工事の前に申請を行ってください。

カット工事助成の流れ



工事前に申請を行う必要があります。



① 申請書の提出

- 申請書(様式第1号)
 - 案内図
 - 建物の登記簿謄本又は固定資産税等の納税通知書の写し
 - 工事計画書(工事箇所がわかる図面等)
 - 工事見積書(内訳書含む)
 - 現況写真(建物及び工事対象を撮影したもの)
 - △ その他(共有者の承諾書等)
 - △ 委任状
- (施工業者等が申請を代行する場合は必要)

② 完了届の提出

- 工事等完了届・助成交付申請書(様式第7号)
- 契約書の写し
- 工事写真(施工前・中・後)
- 工事費用の支払い証明書類(領収書など)
- △ その他

○: 必須書類
△: 必要に応じて

③ 請求書の提出

- 助成金交付請求書兼口座振替依頼書(様式第9号)

上記のほか記載外の書類等を求めることがあります。

※内定前の工事契約及び工事着手は助成の対象外となります。

問い合わせ先

建築防災課 耐震化推進係

☎ 3880-5317 エメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp